

答申第376号
平成25年3月8日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成23年6月30日付け安土第435号-1による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

平成23年3月10日付けで異議申立人から提起された、平成23年2月
15日付け安整第1368号の4で行った行政文書部分開示決定のうち伝票番
号に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、起票日が平成21年4月28日から同年12月8日までである支出負担行為支出伝票に記録された伝票番号を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成23年2月15日付け安整第1368号の4で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で伝票番号を開示しない決定を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

- (1) 支出負担行為支出伝票の起票番号は平成18、19、20、22年度及び平成21年度の一部で開示しており、不開示理由には該当しない。
- (2) 県職員に不都合なことは何でも不開示にする。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は、実施機関に対し、平成22年12月17日付けで、開示請求する行政文書の件名又は内容の欄に「H15年度以降のはんこの支出負担支出伝票（今までに開示したものも含む）」と記載した行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定について

- (1) 実施機関は、本件請求の対象となる行政文書を、ゴム印に係る平成18年度から平成22年度会計の支出負担行為支出伝票及び添付書類と特定し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第3号イに該当するとして本件決定を行った。
- (2) 実施機関は、千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、理由説明書の提出について（平成23年8月25日付け安土第798号）で、条例第8条第3号ロ及び第6号に該当するとして本件決定の理由を追加した。

3 部分開示の理由について

(1) 本県においては、会計検査院の検査において一部の自治体における長年にわたる不適正な経理処理が明らかになったことを受けて、知事の指示により平成20年10月に総務部行政改革監をチームリーダーとする「経理問題特別調査プロジェクトチーム」が設置され、県と取引のあった民間事業者（以下「事業者」という。）との取引内容を基に、平成15年度から平成19年度における需用費のうち主に消耗品費の支出状況について調査が行われた。

また、平成21年10月には総務部総務課内に「特別監察室」が設置され、平成20年度支出に係る追加調査及び平成21年度支出に係る特別監察が行われた。

平成15年度から平成20年度における支出状況に関する調査（以下「経理調査」という。）を行うに当たっては、事業者が保有する情報の収集が不可欠であったが、当該情報を収集する法的な権限がない状況において、事業者の名称等の公開を前提としては、必要な情報の収集が困難であると判断した。そこで、県は経理調査の目的を達成するため事業者の名称等を公表しないこと、また提供された情報について経理調査以外に使用しないことを条件として、事業者が保有する情報の提供について県への協力を要請した。

(2) 条例第8条第3号の該当性について

ア 経理調査の結果、判明した不適正な経理処理は、県の事務処理の問題であることから、事業者の名称等が公にされた場合、たとえ事業者には責任がないとしても、結果的に、事業者の名誉、社会的地位等が損なわれ、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。したがって、経理調査の対象に事業者が特定され得る情報が記録されている場合は、これらの情報は条例第8条第3号に該当するため、不開示とする必要があると判断した。

イ 平成21年度支出については、経理調査で事業者から収集した情報を基に、不適正な経理処理については是正処理を行ったことから、事業者が特定される情報については、同様に不開示とする必要があると判断した。

ウ 本件決定においては、上記ア及びイの判断により、特定の事業者が識別される情報として、法人名等、代表者氏名、法人の印影、代表者の印影、住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、口座情報及び相手方コードについて、また、他の情報と組み合わせることにより特定の事業者が識別されるものとして、伝票番号について、それぞれ不開示としたものである。

(3) 条例第8条第6号の該当性の追加について

諮問理由の説明に当たり、不開示理由を再検討した結果、条例第8条第6号該当性の追加をすることが適当と判断したので、以下追加する。

県が行った不適正な経理処理については、(1)のとおり条件を付し、事業者の協力を得られたことにより、経理問題の実態が明らかになったものであるが、事業者が特定される情報を公にすることにより、事業者との信頼関係が損なわれ、今後の契約業務に著しい支障が生ずるだけでなく、当該事業者以外に対する県の信用、信頼までもが失墜し、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件決定で不開示とした情報は、条例第8条第6号に該当する。

4 異議申立ての理由について

異議申立人が伝票番号の開示を主張する、平成21年度の支出負担行為支出伝票19件のうち4月28日から12月8日までに起票した支出負担行為支出伝票14件については、過去に行われた別の開示請求に対して、当該開示請求の決定時においては開示できる情報と判断したものである。

しかし、本件決定時においては、上記3(2)のとおり、結果的に事業者の名誉、社会的地位等が損なわれ、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、事業者を特定できる情報については、不開示とする必要があると判断した。

さらに、上記3(3)のとおり、事業者が特定される情報を公にすることにより、事業者との信頼関係が損なわれ、契約業務に著しい支障が生ずるとともに、当該事業者以外に対する県の信用、信頼の失墜等、県の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、過去に開示している支出負担行為支出伝票との突合により事業者名が判明する伝票番号については、「事業者を特定できる情報」であり、条例第8条第3号及び第6号の不開示情報に該当するため、本件決定は妥当であり、異議申立人の主張は理由がないものである。

第4 審査会の判断

審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定の経緯は、上記第3 1及び2のとおりである。

2 本件請求の対象となる行政文書について

- (1) 上記第2 1において、異議申立人は伝票番号を開示しない決定を取り消すとの決定を求めており、審査会において本件請求の対象となる行政文書を見分したところ、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第

13号の2)別記第46号様式により作成された、起票日が平成21年4月28日から同年12月8日までである支出負担行為支出伝票に、伝票番号が記録されており、当該伝票はそれぞれに掲げる欄で構成されている。

決裁、課(かい)名、コード、執行伺い文、起票日、説明、年度、短縮コード、会計、款、項、目、細目、投資、性質、節、細節、繰越、投資地域、節・細節名、金額、履行期限、執行限度額、相手方の住所、氏名、集併合併件数、金融機関名、口座名義人、預金種目、口座番号、相手方コード、支払命令起票日、伝票番号、執行機関、出納機関、摘要、公金振替先・関連番号、支払(更正)及び精算登録校合印・年月日、支払(予定)日、支出区分、支払区分、案内票発行区分、支出命令額、支出残額、現金支給額、控除(区分、コード、控除額の欄で構成されている。)及び各種物品出納簿記載日・印

(2) 本件決定において不開示とした部分(上記第2-1に限る。)は、当該伝票に記録された伝票番号である。

3 条例第8条第3号及び第6号該当性について

(1) 支出負担行為支出伝票に記録された伝票番号は、当該伝票の適正な管理に資するため、当該伝票を作成する際に付される番号であり、一般的には、条例第8条第3号本文及び第6号に規定する不開示とする情報に該当しない。

(2) しかし、実施機関は、本件請求において、上記2(1)に記録された伝票番号を開示すると、本件請求とは別の開示請求に対し開示した支出負担行為支出伝票と照合することにより不適正な経理上の処理に関係した可能性のある事業者の名称を特定し得る情報であり、公にすることにより、次に掲げる事由があると説明するので、以下のとおり検討する。

ア 事業者の名誉、社会的地位等が損なわれ、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあること。

イ 経理調査を行うために、事業者の名称等を公表しないこと及び提供された情報について経理調査以外に使用しないことを条件として、県が要請して事業者が有する情報の提供を受けたこと。

ウ 当該条件を付して、事業者の協力を得られたことにより、不適正な経理上の処理の実態が明らかになったものであり、事業者及び事業者以外のものに対する県の信用、信頼が損なわれ、県の機関における契約に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあること。

(3) 審査会は、本件請求の対象となる支出負担行為支出伝票(上記第2-1に限る。以下同じ。)に関し、本件請求とは別の開示請求に対し開

示した支出負担行為支出伝票を照らし合わせたところ、前者の伝票については、事業者の名称及び伝票番号が開示されていないのに対し、後者の伝票については、これらが開示されていた。したがって、実施機関の説明のとおり、本件請求において、伝票番号を開示すると、事業者の名称及び伝票番号を開示した後者の伝票を有する異議申立人において、事業者の名称を特定し得る。

- (4) こうしたことから、本件請求における伝票番号の取扱いについては、経理調査において、事業者から情報を収集した経緯、事業者の名称が特定され得る場合の影響から、実施機関が伝票番号を開示しないことについては、一応の合理性があると認められる。
- (5) しかし、審査会が、本件請求の対象となる支出負担行為支出伝票に関し、本件請求とは別の開示請求に対し開示した支出負担行為支出伝票を照らし合わせたところ、両者の伝票に記録された情報のうち、開示された情報である起票日、金額、履行期限、執行限度額、支出命令起票日、支払（予定）日、支出命令額、支払（更正）登録校合印・年月日等を照合することにより、異議申立人において、両者が同じ支出負担行為支出伝票であると容易に推測することが可能であると考えられる。
- (6) したがって、本件請求に係る限りにおいて、伝票番号に実施機関が説明する事情はなく、本件請求とは別の開示請求に対し開示した支出負担行為支出伝票に記録されている、すべての情報が開示されている以上、本件請求の対象となる支出負担行為支出伝票に記録されたもののうち伝票番号を開示することは、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないことから、条例第8条第3号イに該当しない。また、上記3(2)イに記載された条件を付することが伝票番号の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められないことから、条例第8条第3号ロに該当しない。さらに、当該条件を付することが合理的であると認められず、事業者及び事業者以外のものに対する県の信用、信頼が損なわれ、県の機関における契約に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないことから、条例第8条第6号に該当しない。

6 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

7 結論

以上のとおり、実施機関は、起票日が平成21年4月28日から同年12月8日までである支出負担行為支出伝票に記録された伝票番号を開

示すべきである。

第5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成23年 6月30日	諮問書の受理
平成23年 8月25日	実施機関の理由説明書の受理
平成24年11月21日	審議
平成24年12月21日	審議
平成25年 1月25日	審議
平成25年 2月22日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会委員

氏名	職業等	備考
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
泉 登茂子	公認会計士	
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成25年2月22日現在)